

合併協定項目21 消防団の取扱いについて

合併協定項目21 消防団の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 21 年 5 月 15 日 提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

消 防 団 の 取 扱 い に つ い て

- 1 消防団組織については，現行の加治木町消防団・始良町消防団・蒲生町消防団を新市に引き継ぎ，連合組織とし，3団を統括する連合消防団長を置く。3団の団長は同格の階級とし，連合消防団長については，当該3団長のうちから互選により決定する。
なお，3団は，合併後4年以内に1団に統合し，新たな消防団組織に再編する。
- 2 3町の消防団員は，すべて新市の消防団員として引き継ぐ。
- 3 分団の組織については，現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお，新市消防団組織の統合再編と併せて，分団の再編計画についても検討する。
- 4 消防団員の報酬及び費用弁償等については，現行の額を基準に調整し，合併時に統一する。
- 5 消防団員の任免，服務，階級については，合併までに調整する。
- 6 消防団施設及び資機材については，すべて新市に引き継ぐ。
- 7 貸与品等については，現行のとおり新市に引き継ぎ，新市において段階的に統一する。